

1 所得税の予定納税

前年分の所得金額や税額などを基に計算した金額(予定納税基準額)が15万円以上である場合、その年の所得税の一部をあらかじめ納付する制度が予定納税です。

予定納税額は、税務署長からその年の6月15日までに、書面で通知されます。

予定納税基準額とは、前年分の所得に譲渡所得、一時所得、雑所得、分離課税の所得(分離課税上の上場株式等の配当所得を除く)がないものとして計算した所得税の額から源泉徴収税額(除外所得の金額に係るものを除く)を控除して計算した金額をいいます。

①納期限

予定納税額は、予定納税基準額の3分の1の金額を第1期分として7月31日までに、同じく3分の1の金額を第2期分として11月30日までに納付することになっています。

②減額申請

所得税の見積額が予定納税基準額より少なくなる人は、「予定納税の減額申請書」を提出して承認されれば、予定納税額は減額されます。第1期分及び第2期分の減額申請は7月15日まで、第2期分のみ減額申請は11月15日までに提出します。

2 消費税の中間納付

消費税の中間納付とは、消費税の確定申告の前に前年の納税額に応じた回数・金額を申告・納税する制度で、前年分の消費税(国税分)の年税額が48万円を超える事業者が対象です。

消費税(国税分)の年税額は、消費税の申告書の⑨(差引税額)です。

①中間申告・納付の期限

前年の確定消費税額により、中間申告回数等が異なりますが、「48万円超～400万円以下」の場合は、中間申告・納付は年1回必要となり、8月31日までに申告・納付する必要があります。

②中間申告・納付の方法

管轄する税務署から税額が記された「中間申告書」と「納付書」が送られてきますので、その書類で申告・納税を行います。なお、その他の申告方法として仮決算方式もあります。

予定納税／中間納付の通知は確定申告時にご持参ください

予定納税／中間納付の金額は、その年の確定申告をすることにより精算されます。年税額が予定納税／中間納付額より多い場合は差額を納付し、少ない場合は差額が還付されます。

予定納税／中間納付の通知は確定申告に必要な書類ですので、大切に保管してください。

詳しい情報は、税務署にお問い合わせください。

小田原税務署(税についての相談窓口)
TEL 0465-35-4511 (自動音声によりご案内)

＼ご存じですか？／

フロー
チャートで
チェック!

年金受給者の 確定申告不要制度

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下

はい

公的年金等以外の所得金額(給与・個人年金など)が20万円以下

はい

所得税が源泉徴収されている

いいえ

はい

所得税の還付がある
(納税になる場合は「いいえ」へ)

いいえ

所得税の還付を
受けるには…

はい

各種控除(障害・扶養など)の変更・追加がある

はい

いいえ

公的年金等に係る雑所得
以外の所得がある

はい

いいえ

「所得税の確定申告」は不要
「住民税の申告」が必要

「所得税の確定申告」「住民税の申告」
どちらも不要

「所得税の確定申告」が必要
※所得税の確定申告書を提出した場合、
「住民税の申告」は不要

※外国において支払われる公的年金等は源泉徴収の対象とならないため、この支給を受けている方は所得税の確定申告が必要です

詳しい情報は税務署にお問い合わせください 小田原税務署 TEL 0465-35-4511(代)

公益社団法人
小田原青色申告会
公式WEBサイト

QRコード
スマホで
チェック!

小田原青色申告会 検索

労働保険のお知らせ

令和7年度・労働保険(労災保険・雇用保険)の
確定・概算申告と保険料等の納付はお早めに。

申告・納付期間は 6月2日(月)～7月10日(木)です。 詳しい内容は はこちらから ▶

労働保険の申請は便利な電子申請で! 検索 労働保険の電子申請

お問い合わせは 神奈川労働局 総務部 労働保険徴収課 電話 045-650-2803

小田原税務署からのお知らせ

国税職員採用募集

Pride of the Specialist ～公平な世の中を創る、志～

適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を、
我々と一緒に目指してみませんか?

国税職員は、国税局や税務署において、税務のスペシャリストとして法律・経済・会計等の専門知識を駆使して適正な課税を維持し、また、租税収入を確保するための事務を行います。

各試験区分	税務職員	国税庁経験者(国税調査官級) ※令和6年度の実施状況
受験資格	①令和7年4月1日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない者(令和4年4月1日以降に卒業した者が該当する。)及び令和8年3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者 ②人事院が上記1に掲げる者に準ずると認める者	令和6年4月1日において、大学等(短期大学を除く。)を卒業した日又は大学院の課程等を修了した日のうち最も古い日から起算して8年を経過した者
申込期間	令和7年6月13日(金)9時～6月25日(水)[受信有効]	令和6年7月22日(月)9時～8月13日(月)[受信有効]
1次試験	令和7年9月7日	令和6年9月29日
試験科目	基礎能力試験(多肢選択式) 適性試験(多肢選択式) 作文試験	基礎能力試験(多肢選択式) 経験論文試験
2次試験	令和7年10月15日(水)～10月24日(金) ※1次試験合格通知書で指定する日時	令和6年11月2日(土)、3日(日)、4日(月)、9日(土)又は10日(日)で指定する1日
3次試験	人物試験、身体検査	人物試験
合格発表	令和7年11月18日(火)	令和6年12月19日(木)

※ 国税庁経験者採用試験(国税調査官級)については、令和6年度の実施状況を記載しています。
令和7年度の試験概要については、令和7年7月以降に人事院及び国税庁ホームページに掲載予定です。

◆問い合わせ先 小田原税務署 TEL 0465-35-4511(代)

県税事務所からのお知らせ

電子納税・電子納付が 便利です!!

電子納付 「地方税お支払いサイト」を利用して、
電子納付ができます!

(対象税目)自動車税種別割、個人事業税、不動産取得税、法人県民税・法人事業税等(eLマークが印刷された納付書に限る。)
●納税通知書等に記載された「eL-QR」の読み取り、又はeL番号を入力します。
●複数枚の納税通知書をまとめて1回でお支払いできます。
●事前に登録した金融機関口座を指定して「ダイレクト納付」ができます。
●クレジットカード、インターネットバンキング、ペイジー決済もできます。

電子納税 eLTAX(地方税ポータルシステム)を利用して、
電子納税ができます!

(対象税目) 法人県民税・法人事業税・特別法人事業税
●インターネットバンキングでの納付ができます。
●事前に登録した金融機関口座を指定して「ダイレクト納付」ができます。
●複数の地方自治体に一括して納税ができます。
※複数の地方自治体に一括して申告ができます。
※eLTAX対応ソフトウェア(PCdesk)で簡単に申告書が作成できます。

◎給与支払報告書・源泉徴収票の提出もeLTAXで!!

国と地方にそれぞれ提出義務のある給与支払報告書と源泉徴収票を、eLTAXで一括して送信することができます。
詳しくは、eLTAXのホームページをご覧ください。 <https://www.eltax.lta.go.jp/>

◆問合せ先 小田原県税事務所 管理課又は事業税課 TEL 0465-32-8000(代)

税のカレンダー

○所得税の予定納税

減額申請の提出期限 7月15日(火)
第1期分の納付期限 7月31日(木)

○源泉所得税(1～6月徴収分)

※納期の特例の承認を受けている場合
納付期限 7月10日(水)

忘れずにね!



会員限定
無料相談

☎0465 要予約
24-2612

弁護士の
法律
相談会

10～12時

6月20日(金)
7月 1日(火)
7月18日(金)
8月 5日(火)
8月15日(金)

弁護士の
相続
相談会

10～12時

6月18日(水)
7月16日(水)
8月20日(水)

社労士の
年金・
社会保険
相談会

10～12時

6月10日(火)
7月 8日(火)
8月12日(火)

不動産コンサルタントの
不動産
相談会

10～12時

6月26日(木)
7月24日(木)
8月28日(木)

税理士の
税
相談会

14～16時

6月19日(木)
7月17日(木)
8月21日(木)

日本政策金融公庫の
融資
相談会

10～12時

8月 6日(水)
10月 1日(水)

経営コンサルタントの
経営
相談会

日時応談

☎24-2614まで
ご予約下さい

会場
青色会館

注意
予めご了承ください。

同一内容のご相談は
重ねてできません。